

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………（産業労働局農林水産部調整課）…

告示

○都市計画事業の認可……………（都市整備局都市基盤部街路計画課）…

○知事指定薬物の指定……………（福祉保健局健康安全部業務課）…

○公有水面埋立ての免許出願（二件）……………（港湾局離島港湾部管理課）…

公告

○認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………（生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課）…

規則

東京都沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年八月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百八十三号

東京都沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

東京都沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年東京都規則第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「次条において」を「以下」に改める。

第三条の見出し中「借受資格」を「貸付けを受けることができる者」に改め、同条第一項中「を借り受ける」を「の貸付けを受ける」に改め、「の各号」を削る。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第五条の二を削る。

第六条の見出しを「（貸付資格の認定申請）」に改め、同条第一項中「資金の貸付け」を「貸付資格の認定」に、「貸付申請書（別記第一号様式）」を「貸付資格認定申請書（別記第一号様式。以下「認定申請書」という。）」に、「事業計画書」を「経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画」に、「第十三条」を「第十四条」に、「同法第五条第三項」を「農工商等連携促進法第五条第三項」に、「同法第五条第二項」を「農林漁業バイオ燃料法第五条第二項」に、「同法第六条第三項」を「六次産業化法第六条第三項」に、「以下同じ。」を「以下同じ。」（以下「事業計画書」という。）、貸付申請書（別記第三号様式）（法第三条第二項に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）から貸付けを受けることを希望する者は借入申込書（別記第四号様式）の写し）に改め、同条第二項中「貸付申請書」を「認定申請書」に改め、「事業計画書」の下に「貸付申請書又は借入申込書の写し及び知事が別に定める書類」を、「以下」の下に「この条において」を加え、「貸付申請者」を「申請者」に改め、同条第三項中「貸付申請書」を「認定申請書」に、「貸付申請」を「認定申請」に改め、同条第四項中「貸付申請書」を「認定申請書」に改める。

第七条の見出しを「（都による貸付け）」に改め、同条第二項中「貸し付けるものと」を「貸付資格を認定し、及び貸付けを」に、「貸付決定通知書（別記第三号様式）」を「貸付資格認定書（別記第五号様式）」を貸付決定通知書（別記第六号様式）と併せて「に」、「貸付決定連絡書（別記第四号様式）」を「連絡書（別記第七号様式）」に、「第十四条」を「第十六条」に改め、「通知し、」の下に「貸付資格を認定しないとき及び」を加え、「事務委託機関の」を「事務再委託機関の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「前条第一項又は第四項により貸付申請書」を「前項の規定により認定申請書」に、「同条第三項」を「前条第三項」に改め、「として」の下に「貸付資

格の認定及び」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

資金の貸付けを受けようとする者で、都から直接貸付けを受けることを希望する者(以下「都による貸付けを希望する者」という。)は、前条第一項又は第四項の規定により認定申請書に事業計画書、貸付申請書及び知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。
第七条に次の三項を加える。

4 申請者は、前項の貸付決定通知書を受け取つたときは、借用証書(別記第八号様式)を事務再委託機関又は事務委託機関を経由して知事に提出しなければならない。

5 前項に規定する場合において、前条第四項の規定により認定申請書を事務再委託機関以外の漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会を経由して提出し、又は支庁長若しくは知事に直接提出したときは、前項の借用証書を事務委託機関を経由して知事に提出しなければならない。

6 既に貸付資格の認定を受けている者が当該認定に係る資金の貸付けを受けようとする場合における第一項の規定の適用については、同項中「前条第一項又は第四項の規定により認定申請書」とあるのは、「貸付資格認定書の写し」とする。
第八条を次のように改める。

(保証人又は担保)

第八条 都による貸付けを希望する者は、連帯保証人を立てなければならない。ただし、所定の連帯保証人を立てることができないと知事が認める場合であつて、適当な担保を提供することができるときは、知事が別に定めるところにより、連帯保証人に代えて担保を提供することができる。

2 都による貸付けを希望する者が沿岸漁業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者の組織する団体である場合には、その構成員のうち、当該貸付けによつて利益を受ける者(その者が特定されない場合にあつては、団体の理事等)が当該団体の連帯保証人となるものとする。

3 都による貸付けを希望する者は、知事が担保の提供を求めた場合には、これに応じなければならない。

4 知事は、貸付金債権を保全するために必要があると認めるときは、都から直接資金

の貸付けを受けた者に対し、連帯保証人又は担保の追加又は変更を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、連帯保証人又は担保に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第十五条を第十七条とし、第十四条を第十六条とし、第十三条第一項中「第十一条を「第十三条」に、「一時償還」を「期限前償還」に改め、同条を第十五条とする。

第十二条第二項中「別記第七号様式」を「別記第十九号様式」に改め、「までに」の下に「貸付決定機関に提出しなければならない。ただし、知事に提出する場合は」を加え、「知事に」を削り、同条第三項中「前項」の下に「ただし書」を加え、同条第四項中「規定により」を「規定による」に、「別記第八号様式」を「別記第二十号様式」に、「別記第九号様式」を「別記第二十一号様式」に改め、同条に次の三項を加える。

5 融資機関は、第二項の規定による償還猶予申請書を受理したときは、速やかに、知事に対し都貸付金償還猶予申請書(別記第二十二号様式)を提出しなければならない。

6 知事は、前項の規定による都貸付金償還猶予申請書を受理したときは、これを審査し、猶予することを相当と認めるときは、猶予の決定を行い、都貸付金償還猶予決定通知書(別記第二十三号様式)を融資機関に交付し、償還猶予をしない旨の決定を行ったときは、その旨を融資機関に通知する。

7 融資機関は、前項の規定による都貸付金償還猶予決定通知書を受理したときは、償還猶予決定通知書により申請者に通知し、償還猶予をしない旨の通知を受けたときは、その旨を申請者に通知する。

第十二条を第十四条とする。

第十一条中「知事」を「貸付決定機関」に、「一に」を「いずれかに」に、「一時に」を「支払期日前に、期限を付して」に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 貸付資格の認定が取り消されたとき。

第十一条に次の二項を加える。

2 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、既に交付した都貸付金の全部又は一部を支払期日前に、期限を付して償還させることができる。

一 都貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 知事が融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その業務及び資産の状況に関し報告を求めた場合に、その報告を怠ったとき。

三 都貸付金の償還金の支払を怠ったとき（借受者による資金の償還を法第十条の規定により猶予したことにより、融資機関が、都貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。）。

四 前三号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。

3 知事は、借受者が融資機関による貸付けを受けた場合において、第一項の規定により既に交付した貸付金を期限前償還させるときは、既に交付した都貸付金の全部又は一部を支払期日前に、期限を付して償還させることができる。

第十一条を第十三条とする。

第十条中「知事」を「貸付決定機関」に改め、同条に次の一項を加える。

2 融資機関は、前項の規定による繰上償還を受けたときは、速やかに、都貸付金の繰上償還を行うものとする。

第十条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(貸付資格認定の取消し)

第十二条 都は、貸付決定から事業が完了するまでの間に、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画が達成できない見込みとなつた場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとし、貸付資格認定取消通知書（別記第十八号様式）により借受者に通知するとともに、借受者が融資機関から貸付けを受けているときには、融資機関に対してその旨を通知し、期限前償還等の所定の手続を行わなければならないものとする。

第九条第一項ただし書中「知事」を「貸付けの決定を行った機関（知事又は融資機関をいう。以下「貸付決定機関」という。）」に改め、同条第二項中「別記第六号様式」を「別記第十六号様式」を貸付決定機関に提出しなければならない。ただし、知事に提出する場合は」に改め、同条第四項の表三の項中「第六条ノ四第一項」を「第六条ノ五第一項」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「前項」を「第二

項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 融資機関は、事業実施報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、速やかに、知事に都貸付金事業実施報告書（別記第十七号様式）を提出しなければならない。

4 知事は、事業実施報告書又は都貸付金事業実施報告書に基づく事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと認める場合は、借受者及び融資機関に対し必要な指示をすることができる。この場合において、借受者及び融資機関は、その指示に従わなければならない。

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(融資機関による貸付け及び都貸付金の貸付け)

第九条 資金の貸付けを受けようとする者で、融資機関から貸付けを受けることを希望する者は、融資機関に借入申込書を提出するとともに、第六条第一項又は第四項の規定により認定申請書に事業計画書、借入申込書の写し及び知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により認定申請書の提出を受けたときは、速やかに第六条第三項の意見等を参考として貸付資格の認定の申請に対する審査を行うものとする。

3 知事は、貸付資格を認定したときは、貸付資格認定書を申請者に交付し、かつ、連絡書によりその旨を事務再委託機関の長及び支庁長に、貸付資格認定通知書（別記第九号様式）によりその旨を融資機関に通知し、貸付資格を認定しないときは、その旨を申請者、事務再委託機関の長、支庁長及び融資機関に通知する。

4 融資機関は、資金の貸付けを行うために必要な資金（以下「都貸付金」という。）の貸付けを受けようとするときは、知事に都貸付金貸付申請書（別記第十号様式）を提出しなければならない。

5 知事は、都貸付金貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに審査を行い、貸付けを行うことが適当であると認めたとときは、貸付けの決定を行い、融資機関に都貸付金貸付決定通知書（別記第十一号様式）を交付するものとし、貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を融資機関及び申請者に通知するものとする。

6 融資機関は、知事から都貸付金貸付決定通知書の交付を受けたときは、速やかに、申請者に対し貸付決定通知書（融資機関用）（別記第十二号様式）を交付しなければ

ならない。

7 融資機関は、都貸付金の交付を受けようとするときは、知事に都貸付金支払請求書(別記第十三号様式)を提出しなければならない。

8 都貸付金の交付は、前項の支払請求を受けて行うものとする。この場合において、融資機関は、都貸付金の交付を受ける際、都貸付金借用証書(別記第十四号様式)を知事に提出しなければならない。

9 融資機関は、資金の貸付けを受けようとする者との貸付契約を借用証書(融資機関用)(別記第十五号様式)により行うものとする。この場合、融資機関は当該資金の貸付けを受けようとする者に対し、当該借用証書の特約条項を遵守させるものとする。

10 融資機関は、都貸付金の交付を受けた後、速やかに資金の貸付けを行うものとする。この場合において、融資機関は、当該貸付けを行うことを条件として資金の貸付けを受けようとする者に対して既存債権の償還条件の変更等をしてはならない。

11 融資機関は、次に掲げる場合は、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。

一 資金の貸付けの業務を中止又は廃止しようとするとき。

二 資金の貸付けの業務の遂行が困難となつたとき。

12 融資機関は、都貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならず、また、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならない。

13 既に貸付資格の認定を受けている者が当該認定に係る資金の貸付けを受けようとする場合における第一項の規定の適用については、同項中「第六条第一項又は第四項の規定により認定申請書」とあるのは、「貸付資格認定書の写し」とする。

14 都貸付金は無利子とし、償還期間等は別表のとおりとする。
別表中「第四条」の下に「、第九条」を加え、

貸付けの日の翌日から七年以内(据置期間一年以内を含む)。ただし、農商工等連携促進法第十三条に定める特例の適用を受ける場合には九年以内(据置期間三年以内を含む)、農林漁業バイオ燃料法第十条に定める特例の適用を受ける場合には九年以内(据置期間一年以内を含む)、六次産業化法第十一条に定める特例の適用を受ける場合には九年以内(据置期間三年以内を含む)。

を

貸付けの日の翌日から四年以内(据置期間二年以内を含む)。ただし、農商工等連携促進法第十三条に定める特例の適用を受ける場合には五年以内(据置期間三年以内を含む)、農林漁業バイオ燃料法第十条に定める特例の適用を受ける場合には五年以内(据置期間二年以内を含む)、六次産業化法第十一条に定める特例の適用を受ける場合には五年以内(据置期間三年以内を含む)。

を

貸付けの日の翌日から七年以内(据置期間一年以内を含む)。ただし、農商工等連携促進法第十四条に定める特例の適用を受ける場合には九年以内(据置期間三年以内を含む)、農林漁業バイオ燃料法第十条に定める特例の適用を受ける場合には九年以内(据置期間一年以内を含む)、六次産業化法第十一条に定める特例の適用を受ける場合には九年以内(据置期間三年以内を含む)、融資機関への都貸付金は、貸付けの日の翌日から八年以内(据置期間二年以内を含む)。ただし、農商工等連携促進法第十四条に定める特例の適用を受ける場合には十年以内(据置期間四年以内を含む)、農林漁業バイオ燃料法第十条に定める特例の適用を受ける場合には十年以内(据置期間二年以内を含む)、六次産業化法第十一条に定める特例の適用を受ける場合には十年以内(据置期間四年以内を含む)。

に、

貸付けの日の翌日から四年以内(据置期間二年以内を含む)。ただし、農商工等連携促進法第十四条に定める特例の適用を受ける場合には五年以内(据置期間三年以内を含む)、農林漁業バイオ燃料法第十条に定める特例の適用を受ける場合には五年以内(据置期間二年以内を含む)、六次産業化法第十一条に定める特例の適用を受ける場合には五年以内(据置期間三年以内を含む)、融資機関への都貸付金は、貸付けの日の翌日から五年以内(据置期間三年以内を含む)。ただし、農商工等連携促進法第十四条に定める特例の適用を受ける場合には六年以内(据置期間四年以内を含む)、農林漁業バイオ燃料法第十条に定める特例の適用を受ける場合には六年以内(据置期間三年以内を含む)、六次産業化法第十一条に定める特例の適用を受ける場合には六年以内(据置期間四年以内を含む)。

に、

貸付けの内容の欄一及び二に掲げる購入費用については貸付けの日の翌日から二年以内、同欄三から五に掲げる購入費用については貸付けの日の翌日から五年以内

貸付けの日の翌日から五年以内(据置期間一年以内を含む。)

貸付けの日の翌日から十年以内(据置期間三年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第十三条に定める特例の適用を受ける場合には十二年以内(据置期間五年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第十条に定める特例の適用を受ける場合には十二年以内(据置期間三年以内を含む。)、六次産業化法第十一条に定める特例の適用を受ける場合には十二年以内(据置期間五年以内を含む。)

を

を

を

貸付けの内容の欄一及び二に掲げる購入費用については貸付けの日の翌日から二年以内、同欄三から五に掲げる購入費用については貸付けの日の翌日から五年以内、融資機関への都貸付金は、貸付けの内容の欄一及び二に掲げる購入費用については貸付けの日の翌日から三年以内(据置期間一年以内を含む。)、同欄三から五に掲げる購入費用については貸付けの日の翌日から六年以内(据置期間一年以内を含む。)

貸付けの日の翌日から五年以内(据置期間一年以内を含む。)
融資機関への都貸付金は、貸付けの日の翌日から六年以内(据置期間二年以内を含む。)

貸付けの日の翌日から十年以内(据置期間三年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第十四条に定める特例の適用を受ける場合には十二年以内(据置期間五年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第十条に定める特例の適用を受ける場合には十二年以内(据置期間三年以内を含む。)、六次産業化法第十一条に定める特例の適用を受ける場合には十二年以内(据置期間五年以内を含む。)
融資機関への都貸付金は、貸付けの日の翌日から十一年以内(据置期間四年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第十四条に定める特例の適用を受ける場合には十三年以内(据置期間六年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第十条に定める特例の適用を受ける場合には十二年以内(据置期間四年以内を含む。)、六次産業化法第十一条に定める特例の適用を受ける場合には十三年以内(据置期間六年以内を含む。)

に、

に、

に、

改める。
別記第一号様式を次のように改める。

貸付けの日の翌日から十年以内(据置期間三年以内を含む。)。ただし、農林漁業バイオ燃料法第十条に定める特例の適用を受ける場合には十二年以内(据置期間三年以内を含む。)

貸付けの日の翌日から七年以内

貸付けの日の翌日から二年以内

貸付けの日の翌日から三年以内

貸付けの日の翌日から五年以内

を

を

を

を

を

貸付けの日の翌日から十年以内(据置期間三年以内を含む。)。ただし、農林漁業バイオ燃料法第十条に定める特例の適用を受ける場合には十二年以内(据置期間三年以内を含む。)
融資機関への都貸付金は、貸付けの日の翌日から十一年以内(据置期間四年以内を含む。)。ただし、農林漁業バイオ燃料法第十条に定める特例の適用を受ける場合には十三年以内(据置期間四年以内を含む。)

貸付けの日の翌日から七年以内
融資機関への都貸付金は、貸付けの日の翌日から八年以内(据置期間一年以内を含む。)

貸付けの日の翌日から二年以内
融資機関への都貸付金は、貸付けの日の翌日から三年以内(据置期間一年以内を含む。)

貸付けの日の翌日から三年以内
融資機関への都貸付金は、貸付けの日の翌日から四年以内(据置期間一年以内を含む。)

貸付けの日の翌日から五年以内
融資機関への都貸付金は、貸付けの日の翌日から六年以内(据置期間一年以内を含む。)

に

に、

に、

に、

に、

第1号様式（第6条関係）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日

東京都知事 殿

住所 〒 電話番号

氏名又は名称及び代表者名

東京都沿岸漁業改善資金貸付規則第6条の規定に基づき、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画を作成したので、東京都沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

認定申請に係る計画の種類（いずれか一つの番号を丸で囲んでください。）

- 1 経営等改善措置
- 2 生活改善措置
- 3 青年漁業者等養成確保措置

（日本産業規格A列4番）

別記第1号様式その1中

「事業計画書（経営等改善資金のうち新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金以外の資金用）」や

「経営等改善資金のうち新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金以外の資金用」を改める。

別記第2号様式その2中「事業計画書」や「経営等改善措置に関する計画」及び「餌料」や「餌料」を改める。

別記第3号様式その3の2中「餌料 費」や「餌料 費」を改める。

別記第4号様式その4の1中「事業計画書」や「経営等改善措置に関する計画」を改める。

別記第5号様式その5の1中「事業計画書」や「経営等改善措置に関する計画」及び「投餌」や「投餌」を改める。

別記第6号様式その6及び別記第7号様式その7中「事業計画書」や「生活改善措置に関する計画」を改める。

別記第8号様式その8及び別記第9号様式その9中「事業計画書」や「青年漁業者等養成確保措置に関する計画」を改める。

別記第10号様式その10の1中（第）

「事業計画書（漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く資金用）」や「事業計画書（漁船漁業を開始する場合）」

「青年漁業者等養成確保措置に関する計画

(漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く資金用)
(漁船漁業を開始する場合)

「卸料」

を「卸料」に定める。

別記第二号様式第十一号中
(画)

「事業計画書 (漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金用)

(養殖業を開始する場合)

を

「青年漁業者等養成確保措置に関する計画

(漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く資金用)

「卸料」

を「卸料」に定める。

別記第二号様式第十一号中
(画)

「事業計画書 (漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金用)

(漁船漁業を開始する場合)

を

「青年漁業者等養成確保措置に関する計画

(漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金用)

「卸料」

を「卸料」に定める。

別記第二号様式第十二号中
(画)

「事業計画書 (漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金用)

(養殖業を開始する場合)

を

「青年漁業者等養成確保措置に関する計画

(漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金用)

「卸料」

(養殖業を開始する場合)

を「卸料」に定める。

別記第九号様式中「第9号様式(第12条関係)」を「第21号様式(第14条関係)」に
改題し、別記第十一号様式を改題し、

別記第六号様式中「第8号様式(第12条関係)」を「第20号様式(第14条関係)」に

改題し、「東京都知事」を「東京都知事又は融資機関の代表者」に、「第4条の表」を「別表」
に改題し、別記第十一号様式を改題し、

別記第七号様式中「第7号様式(第12条関係)」を「第19号様式(第14条関係)」に

改題し、「東京都知事」を「東京都知事又は融資機関の代表者」に、「第4条の表」を
「別表」に改題し、別記第六号様式を改題し、

別記第六号様式中「第6号様式(第9条関係)」を「第16号様式(第10条関係)」に

改題し、「東京都知事」を「東京都知事又は融資機関の代表者」に改題し、別記第十一号
様式を改題し、

別記第五号様式(表)を「第5号様式(表)」(第8条関係)とし、「第8号様式(表)

(第7条関係)」を「ちよう付」とし、「貼付」とし、

償還期日及び償還額	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

を

償還期日及び償還額	第1回	年	月	日	円
	第2回	年	月	日	円
	第3回	年	月	日	円
	第4回	年	月	日	円
	第5回	年	月	日	円
	第6回	年	月	日	円
	第7回	年	月	日	円
	第8回	年	月	日	円
	第9回	年	月	日	円
	第10回	年	月	日	円
	第11回	年	月	日	円
	第12回	年	月	日	円

「第4

条の表]や「別表」の各回様式(第5号様式(裏)(第8条関係)]や「第8号様式(裏)(第7条関係)]の「1に」や「いずれかに」の「第12条」や「第14条」に改め、同様式を別記第八号様式とする。

別記第四号様式を次のように改める。

第7号様式(第7条、第9条関係)

第 号
年 月 日

宛

東京都知事

沿岸漁業改善資金(貸付決定・貸付資格認定)連絡書

年 月 日付第 号をもって申請のあった沿岸漁業改善資金について、別添のとおり(貸付けを決定・貸付資格を認定)したので通知します。

- (注) 1 この通知書は、東京都沿岸漁業改善資金貸付規則第7条に規定する都による貸付けの場合に貸付けの決定を、同規則第9条に規定する融資機関による貸付けの場合に貸付資格の認定を事務再委託機関、事務委託機関(貸付決定の場合のみ)及び支庁等に通知するものである。
- 2 都による貸付けの場合には「沿岸漁業改善資金貸付決定通知書」(別記第6号様式)の写しを、融資機関による貸付けの場合には「沿岸漁業改善資金貸付資格認定書」(別記第5号様式)の写しを添付すること。

(日本産業規格A列4番)

別記第四号様式を別記第七号様式とし、別記第三号様式中「第3号様式」を「第6号様式」に改め、同様式を別記第六号様式とする。

別記第二号様式その十二の次に次の三様式を加える。

第3号様式(第6条関係)

沿岸漁業改善資金貸付申請書

東京都沿岸漁業改善資金貸付規則第6条の規定に基づき、下記のとおり沿岸漁業改善資金(資金)の貸付けを受けたいので、申請します。

年 月 日
東京都知事 殿

住所 電話

(フリガナ)
氏名又は名称
及び代表者氏名

記

資金	種類	償還期間 年	据置期間 年	資金交付 希望日 月 日	借り受けようとする事業費及び申請額	
					事業費 千円	申請額 千円

連帯保証人	住所	氏名	申請者との関係

担保物件	
------	--

1回目	償 還 計 画										12回目
	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	
償還額 円	償還額 円	償還額 円	償還額 円	償還額 円	償還額 円	償還額 円	償還額 円	償還額 円	償還額 円	償還額 円	償還額 円
事務委託機関											事務再委託機関

申請者の氏名又は名称		申請者の概要	
事業開始の時期			
事業の概要			
資本金の額又は出資の総額			
常時使用する従業員数			

第4号様式（第6条関係）

沿岸漁業改善資金借入申込書

東京都沿岸漁業改善資金貸付規則第6条の規定に基づき、下記のとおり沿岸漁業改善資金（資金）の借入れを申し込みます。

年 月 日 股 融資機関の代表者

住所 電話

（ふりがな）氏名又は名称

及び代表者氏名

記

資金種類	償還期間 年	掛置期間 年	資金交付 希望日 月 日	借り受けようとする事業費及び申請額	
				事業費 千円	申請額 千円

連帯保証人	住 所	氏 名	申請者との関係

担保物件

償 還 計 画											
1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目
償還額 円	償還額 円	償還額 円	償還額 円	償還額 円	償還額 円	償還額 円	償還額 円	償還額 円	償還額 円	償還額 円	償還額 円
事務委託機関											事務再委託機関

申請者の概要

申請者の氏名又は名称
事業開始の時期
事業開始の概算総額
事業資金の用途又は出資の総額
事業資金の使用状況

受付融資機関	年 月 日	番号

(日本産業規格A列4番)

第5号様式（第7条関係）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定書

番 号
年 月 日

股

東京都知事

東京都沿岸漁業改善資金貸付規則第7条第3項の規定により、年 月 日に提出された沿岸漁業改善資金（資金）の申請については、これを認定します。

(日本産業規格A列4番)

別記第八号様式の次に次の七様式を加える。

第9号様式 (第9条関係)

沿岸漁業改善資金貸付資格認定通知書

番号
年月日

融資機関の代表者 殿

東京都知事

東京都沿岸漁業改善資金貸付規則第9条第2項の規定により、 年 月 日に提出された
沿岸漁業改善資金 (資金) の申請については、これを認定したので通知します。

(日本産業規格A列4番)

第10号様式 (第9条関係)

沿岸漁業改善資金都貸付金貸付申請書

番号
年月日

東京都知事 殿

名称 融資機関
代表者

沿岸漁業改善資金助成法第3条第2項に規定する沿岸漁業改善資金の貸付けを実施するため、
下記のとおり貸付金を借用したいので東京都沿岸漁業改善資金貸付規則第9条第4項の規定に
より、申請します。

記

沿岸漁業改善資金都貸付金借入金額

円

(別添)
各漁業従事者等から提出のあつた借入申込書の写し及び資料等を添付する。

(日本産業規格A列4番)

第11号様式 (第9条関係)

沿岸漁業改善資金都貸付金貸付決定通知書

番号
年月日

融資機関の代表者 殿

東京都知事

年月日付けで申請のあつた沿岸漁業改善資金都貸付金の貸付けについては、下記のとおり決定します。

記

資金の内容	
資金の使途	

貸付金額	千円
------	----

貸付決定日	貸付決定番号
-------	--------

*償還計画を別途作成添付

(日本産業規格A列4番)

第12号様式 (第9条関係)

沿岸漁業改善資金貸付決定通知書 (融資機関用)

年月日付けで申請された沿岸漁業改善資金 (資金) の貸付けについては、下記のとおり決定します。

年月日

殿

名称 融資機関代表者

資金	種類	貸付決定番号	貸付金額
			千円
償還期限		年月日	

償還期日	金額	摘要
第1回	年月日	
第2回	年月日	
第3回	年月日	
第4回	年月日	
第5回	年月日	
第6回	年月日	
第7回	年月日	
第8回	年月日	
第9回	年月日	
第10回	年月日	
第11回	年月日	
第12回	年月日	
計		

連帯保証人	外	人	
担保物件			
借用証書提出期限	年月日	資金交付日	年月日

(注) この通知書は、申請者に通知する場合のものである。

(日本産業規格A列4番)

第13号様式 (第9条関係)

沿岸漁業改善資金都貸付金支払請求書

番号
年月日

東京都知事 殿

名称
融資機関
代表者

年月日付け (貸付決定番号:) で貸付決定のあつた沿岸漁業改善資金都貸付金の貸付けについて、下記のとおり支払を請求します。

記

今回支払請求額 円

(日本産業規格A列4番)

第14号様式 (第9条関係)

番号
年月日

東京都知事 殿

名称
融資機関
代表者

沿岸漁業改善資金都貸付金借用証書の提出について

年月日付けで支払を受けた沿岸漁業改善資金都貸付金の借用証書を別添のとおり提出します。

(日本産業規格A列4番)

(別添)

収入印紙
貼付欄

沿岸漁業改善資金都貸付金借付証明書

番号
年月日

名称
融資機関
代表者

1 沿岸漁業改善資金都貸付金 円借付しました。

2 沿岸漁業改善資金に係る法令、国の通知及び都の貸付規程、裏面の特約条項を遵守し、償還期日までに必ず償還することを確約いたします。

3 償還期限及び償還金額は、次のとおりとします。

資金	種類	貸付決定番号		貸付金額	
		年	月	日	千円
償還期限					
	償還期日	金額	残高	備考	
第1回	年月日	円	円		
第2回	年月日				
第3回	年月日				
第4回	年月日				
第5回	年月日				
第6回	年月日				
第7回	年月日				
第8回	年月日				
第9回	年月日				
第10回	年月日				
第11回	年月日				
第12回	年月日				
第13回	年月日				
計					

(日本産業規格A列4番)

沿岸漁業改善資金都貸付金借付証明書特約条項

(借入金の使用)

第1条 債務者(以下「乙」という。注:融資機関)は東京都(以下「甲」という。)から借り受けたこの資金と同額を、(以下「丙」という。)に対し、利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日を甲乙間のものと同一にして転貸する。
(期限前償還)

第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに借金の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙が都貸付金を貸付目的以外の目的に使用したとき。
 - (2) 乙が都貸付金の償還を怠ったとき(丙に転貸した資金の償還を沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第12条第2項において準用する同法第10条の規定により猶予したことにより、乙が都貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。)
 - (3) 乙が借受金を借入後速やかに貸付けをしないとき。
 - (4) 乙がこの資金の借入れに際し、又は借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間に、甲に対し虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠つたとき。
 - (5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立があつたとき又は破産若しくは再生手続開始の申立があつたとき。
 - (6) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入つたとき。
 - (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
 - (8) 乙が甲に対し数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。
 - (9) 乙が都貸付規程及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠つたとき。
 - (10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたととき。
(繰上償還)
- 第3条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。
(転貸債権の期限前償還及び繰上償還)
- 第4条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に通知するものとする。
- 2 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき又は丙の任意の弁済を受けたときは、速やかに受領額をこの契約に定める償還期限にかかわらず甲に償還する。
- 3 甲は、乙が乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求できる場合には、丙に期限前償還の請求をしよう乙に対し指示することができる。

(経理上の措置)

第5条 乙は、この借入金の使途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。

(報告)

第6条 乙は次に掲げる場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。

(1) この借入金の転借により改良、造成又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用取用されることとなったことを知った場合

(2) 乙の住所、名称、資本金若しくは代表者に異動を生じ、又は乙に解散その他これに準ずる事実が発生した場合

(3) 乙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合

(4) 上記のほか、乙丙間の特約に基づき丙より報告を受けた場合

(5) その他甲が指示する場合
(調査)

第7条 乙は、甲の役職員その他甲の委嘱を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担保物件の調査をすることを承認する。
(弁済充当の指定権)

第8条 乙は、丙より受領した弁済金の充当について甲の指示があるときは、当該指示に従うことを承認する。
(違約金)

第9条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第2条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、融資先丙が沿岸漁業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつた場合においても、前項の規定による違約金を支払う。

3 乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事象が生じたときは、その旨を甲に報告し、甲の指示に従う。

4 乙は、前項により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やかにこれを甲に引き渡す。

5 第1項の規定に定める年当たりの割合は、¹前年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

第15号様式(表) (第9条関係)

収入印紙欄	受付	年月日
	受付	年月日
貸付決定	番号	第 号
	年月日	年 月 日

沿岸漁業改善資金借用証書(融資機関用)

資金種類	借入金額	借入期限	借入回数	返済期日及び償還額	住所
借入金額 千円	第1回	年月日	第1回	年月日	年 月 日
	第2回	年月日	第2回	年月日	年 月 日
	第3回	年月日	第3回	年月日	年 月 日
	第4回	年月日	第4回	年月日	年 月 日
	第5回	年月日	第5回	年月日	年 月 日
	第6回	年月日	第6回	年月日	年 月 日
	第7回	年月日	第7回	年月日	年 月 日
	第8回	年月日	第8回	年月日	年 月 日
	第9回	年月日	第9回	年月日	年 月 日
	第10回	年月日	第10回	年月日	年 月 日
	第11回	年月日	第11回	年月日	年 月 日
	第12回	年月日	第12回	年月日	年 月 日

本日上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用しました。ついては、東京都沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借入金の償還は、償還期日に相違なく実行することを確約します。

融資機関の代表者 殿

住所

氏名又は名称
及び代表者名

氏名 住所

※ 以下の欄は連帯保証人を立てる場合のみ記入すること。
上記資金の借受けにつき、次の者は、東京都沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務の責任を負います。

氏名	住所	氏名	住所
氏名	住所	氏名	住所
氏名	住所	氏名	住所
氏名	住所	氏名	住所

(注) 資金種類欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について東京都沿岸漁業改善資金貸付規則別表に掲げる種目を記載すること。

第15号様式（裏）（第9条関係）

沿岸漁業改善資金借付金報告書

(期前償還)

第5条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)(は、融資機関(以下「甲」という。))が次の各号のいずれかに該当すると認め、期前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。))にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- 乙がこの借入金をごの証書に記載した借入金の使途以外に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。
- 乙がこの資金借入れに際し、又はその借入れ後の借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあつたとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあつたとき。
- 乙が支払を停止し若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は精算に入つたとき。
- 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限内に弁済しなかつたとき。
- この借入金により改良又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収奪されたとき。
- 乙が東京都沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠つたとき。
- その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたととき。

(報告)

第6条 乙は、事業実施後20日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。この場合において、乙が団体であるときは、当該事業実施報告書に個人別内訳を明記するものとする。

2 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を甲に報告する。

(弁済の充当)

第3条 乙及び保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

(連帯保証)

第4条 乙は、弁済期限又は期前償還を要求された場合の甲の指定する期日に償還金の支払をしないときは、その期日の翌日から支払うべき金額に対し年12.25パーセントの連帯金を甲に支払う。

2 乙は、東京都沿岸漁業改善資金貸付規則第14条の規定による償還の滞り申し渡した場合において、償還期日を超えて猶予しない旨の決定があつたときも前項の規定による連帯金を支払うものとする。

3 第1項の規定に定める年当たりの割合は、 $\frac{\text{年}^{\text{元}}}{\text{年}^{\text{元}}}$ の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(連帯保証人)

第5条 表記保証人は、この契約に基づく一切の債務について乙と連帯して乙と保証人間の契約のいかんにかかわらずこれの履行の責めを負う。

(保証人の追加等)

第6条 乙は、甲が保証人の追加又は変更を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

(担保)

第7条 乙は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となつた場合には、速やかにこれを提供するものとする。

第8条 乙は、甲の承認を得ずに、担保として提供した資産を他人に譲渡し、若しくは賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等甲に損害を及ぼす恐れのある一切の行為をしてはならないものとする。

2 乙は、担保として提供した資産の価格が減少、き損等の事情により減少したときは、速断なくその旨を甲に報告するものとする。

第9条 乙は、甲が担保の追加又は変更を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

別記第十六号様式の次に次の二様式を加へる。

第17号様式（第10条関係）

沿岸漁業改善資金借付金事業実施報告書

東京都知事

殿

名 称 融 資 機 関 者
代 表

先に借り受けた沿岸漁業改善資金借付金に係る事業については、下記のとおり事業を完了したので報告します。

記

1 借受状況	貸付決定年月日	貸付決定番号	資金借受年月日	資金種目	借受金額
	年 月 日	年 月 日	年 月 日		千円

2 事業実施状況

事業着工年月日	事業完了年月日	事業実施場所		計画と実績との相違点とその理由		
		事業名	数量		単価	支払金額
		事業名	数量	単価	支払金額	領収番号
		計				

(注)1 事業実施場所は、借受者の住所以外の場所で実施したとき記入すること。

2 事業計画欄には、申請時の事業計画の概要、変更承認を得た場合は、その概要を記入すること。

3 資金調達の実績

申請計画	資金調達区分		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
申請計画	円	円	円
実績	円	円	円

(注) 借受けが共同の場合には、個人別明細表を添付すること。

(注) 借受者から提出のあつた事業実施報告書（別記第16号様式）及び添付書類の写しを添付すること。

(日本産業規格A列4番)

第18号様式(第12条関係)

沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書

東京都知事

年 月 日付付けで認定した沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を、下記のとおり取り消したので通知します。

なお、この処分に対してお不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して審査請求をすることができ、(なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分に対して取消しを求め訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、東京都を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができ、(なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

記

1 貸し付けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額
年 月 日		円

2 取消理由

取消理由の記入欄

(注)融資機関からの貸付けの場合、当該融資機関へ本通知書の写しを送付すること。

(日本産業規格A列4番)

別記第二十一号様式の次に次の二様式を加える。

第22号様式(第14条関係)

沿岸漁業改善資金都貸付金償還猶予申請書

東京都知事殿 年 月 日

名 称 代 表 者

年 月 日付付け決定(貸付決定番号第 号)で借り受けた沿岸漁業改善資金都貸付金について、下記のとおり償還の猶予を申請します。

記

借 受 金 種 類	額	償 還 方 法	期 日	金 額
第1回	円	年 月 日	円	
第2回	円	年 月 日	円	
第3回	円	年 月 日	円	
第4回	円	年 月 日	円	
第5回	円	年 月 日	円	
第6回	円	年 月 日	円	
第7回	円	年 月 日	円	
第8回	円	年 月 日	円	
第9回	円	年 月 日	円	
第10回	円	年 月 日	円	
第11回	円	年 月 日	円	
第12回	円	年 月 日	円	
第13回	円	年 月 日	円	

変更後の償還方法

回数	期 日	金 額
第1回	年 月 日	円
第2回	年 月 日	円
第3回	年 月 日	円
第4回	年 月 日	円
第5回	年 月 日	円
第6回	年 月 日	円
第7回	年 月 日	円
第8回	年 月 日	円
第9回	年 月 日	円
第10回	年 月 日	円
第11回	年 月 日	円
第12回	年 月 日	円
第13回	年 月 日	円

(注)資金の種類欄には、経営改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について、東京都沿岸漁業改善資金貸付規則別表に掲げる種目を記載すること。

(別添) 各漁業従事者等から提出のあつた沿岸漁業改善資金償還猶予申請書の写しを添付

(日本産業規格A列4番)

第23号様式(第14条関係)

沿岸漁業改善資金貸付金償還猶予決定通知書

決定番号 年 第 号

年月日付貸付決定(貸付決定番号第号)の沿岸漁業改善資金貸付金については、下記のとおり決定したので通知します。

名称 融資機関者
代表表者

東京都知事

記

貸付金種別	償還額	償還期	金額
当初の償還方法	第1回	年月日	千円
	第2回	年月日	千円
	第3回	年月日	千円
	第4回	年月日	千円
	第5回	年月日	千円
	第6回	年月日	千円
	第7回	年月日	千円
	第8回	年月日	千円
	第9回	年月日	千円
	第10回	年月日	千円
	第11回	年月日	千円
	第12回	年月日	千円
	第13回	年月日	千円
変更後の償還方法	償還期	金額	
	第1回	年月日	千円
	第2回	年月日	千円
	第3回	年月日	千円
	第4回	年月日	千円
	第5回	年月日	千円
	第6回	年月日	千円
	第7回	年月日	千円
	第8回	年月日	千円
	第9回	年月日	千円
	第10回	年月日	千円
	第11回	年月日	千円
	第12回	年月日	千円
	第13回	年月日	千円

(注) 資金の種類欄には、経営改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について、東京都沿岸漁業改善資金貸付規則別表に掲げる種目を記載すること。

(日本産業規格A列4番)

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都沿岸漁業改善資金貸付規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

東京都告示第千九百九十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき町田市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
令和四年八月三十日

東京都知事 小池百合子

- 施行者の名称 町田市
- 都市計画事業の種類及び名称 町田市計画道路事業八・六・一号鶴川駅南北自由通路線
- 事業施行期間 令和四年八月三十日から令和十年三月三十一日まで
- 事業地 取用の部分
町田市能ヶ谷一丁目地内
使用の部分
町田市能ヶ谷一丁目地内

東京都告示第千九百九十七号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。
令和四年八月三十日

東京都知事 小池百合子

- 知事指定薬物の名称
別表のとおり

二 指定理由
 人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため

三 施行期日
 令和四年八月三十一日

【別表】

	化学名	通称名
(1)	1-(シクロブチルメチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	CUMYL-CBMINACA
(2)	[(2S, 4S)-2, 4-ジメチルアゼチジン-1-イル] [(8R)-6-メチル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-イル] メタノン及びその塩類	LSZ, LA-SS-Az
(3)	1-(4-フルオロ-3-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル) ペンタン-1-オン及びその塩類	4-fluoro-3-methyl- α -PVP、MF PVP

●東京都告示第千百九十八号

新島港港湾区域内の公有水面の埋立てについて公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号。以下「法」という。）第二条第一項の規定に基づき、埋立ての免許の申請があったので、法第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この埋立てに利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、新島港港湾管理者東京都の代表者である東京都知事に対して意見書を提出することができる。

令和四年八月三十日

新島港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

一 出願年月日

令和四年七月二十一日

二 出願人

名称 東京都

所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

代表者 東京都知事 小池 百合子

代表者住所 新宿区西新宿二丁目八番一号

三 埋立区域

(一) 位置

新島村本村前浜地先新島港港湾区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑫の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点（北緯三四度二分〇二秒二八三五、東経一三九度一四分三八秒四七六九）から

三二九度〇一分一七秒、四一八・七九九メートルの地点

②の地点 ①の地点から二二〇度二一分一七秒一九・三七四メートルの地点

③の地点 ②の地点から一三〇度〇二分四三秒二二・三四三メートルの地点

④の地点 ③の地点から一三〇度二三分五一秒二一・一四四メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二二〇度二二分一八秒五四・三五〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から三一〇度〇二分〇一秒五一・七六八メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三一〇度一九分一〇秒一二・三一〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二二五度三八分〇五秒〇・五一メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から二一〇度二六分二八秒二二・一八七メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から三五五度〇七分四一秒七八・九五九メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から二六四度二六分一三秒一・五〇六メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から三五五度二〇分二三秒二六・八四九メートルの地点

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

新島村本村前浜地先新島港港湾区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑬の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点(北緯三四度二二分〇二秒二八三五、東経一三九度一四分三八秒四七六九)から三二九度〇一分一七秒、四一八・七九九メートルの地点

②の地点 ①の地点から一三〇度〇八分一九秒五七・五四三メートルの地点

③の地点 ②の地点から二二〇度一七分五一秒九三・七〇二メートルの地点

④の地点 ③の地点から三一〇度一七分五五秒一三・九二四メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から三一〇度〇八分四一秒一九・四三二メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から三一〇度二二分一六秒一七八・一三八メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から四〇度二二分一六秒一〇・八〇〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から三一〇度二二分一六秒八・二九〇メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三五五度〇九分一〇秒七八・八九四メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二六四度三五分〇二秒〇・八〇〇メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から三五五度二三分三二秒六二・一〇八メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から八五度二〇分二三秒一一・〇六一メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から一三〇度〇七分〇二秒二五四・七八三メートルの地点

(二) 面積

三〇、二〇二・二四平方メートル

五 埋立地の用途

ふ頭用地

六 出願書類の縦覧場所及び意見書の提出先

新島村本村六丁目四番二十四号 東京都大島支庁新島出張所

七 縦覧期間

告示の日から起算して三週間

●東京都告示第千九十九号

若郷漁港漁港区域内の公有水面の埋立てについて公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号。以下「法」という。)第二条第一項の規定に基づき、埋立ての免許の出願があつたので、法第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この埋立てに利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、東京都知事に対して意見書を提出することができる。

令和四年八月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 出願年月日

令和四年七月十九日

二 出願人

名称 東京都

所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

代表者 東京都知事 小池 百合子

代表者住所 新宿区西新宿二丁目八番一号

三 埋立区域

(一) 位置

新島村若郷八十三番地先若郷漁港漁港区域内公有水面

面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑩の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 基準点(漁ノ. 一一〇) (北緯三四度二四分五秒七二八五、東経一三九度一六分三三秒一三四二) から八度五二分三六秒、二六・四八メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から三四度四〇分〇六秒四九・五八一メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から五四度一分〇〇秒六・〇一七メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三四度四二分〇六秒五一・四九四メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二三度五〇二分五〇秒一四・九八九メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から三四度四三分五三秒四・七〇〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から五五度〇二分五〇秒一九・六八六メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から一四度四二分〇六秒六五・二四六メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二三度四二分〇六秒四・七一メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から一四度四〇分〇六秒四〇・五五二メートルの地点

(二) 面積

六七五・四九平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

新島村若郷八十三番地先若郷漁港漁港区域内公有水面

面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑧の地点と①の地

点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 基準点(漁ノ. 一一〇) (北緯三四度二四分五秒七二八五、東経一三九度一六分三三秒一三四二) から〇度四九分〇三秒、一六・〇六六メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から三四度四〇分一七秒一〇一・三五八メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から三四度四〇分五三秒九・八七五メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三四度四〇分五三秒二五・八九七メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から五四度四七分三七秒六五・〇〇八メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一四度四〇分一七秒二〇・〇〇〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から五四度四二分〇六秒二二・五〇〇メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から一四度四〇分一七秒一〇七・一二〇メートルの地点

(三) 面積

九、六六三・九八平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地

六 出願書類の縦覧場所及び意見書の提出先

新島村本村六丁目四番二十四号 東京都大島支庁新島出張所

七 縦覧期間

告示の日から起算して三週間

公 告

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更に係る届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年八月三十日

東京都知事 小池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人東京英語いのちの電話

二 代表者の氏名

QUON SHANNON NOEL

三 主たる事務所の所在地

港区南青山六丁目十番十一号 ウェスレーセンター二階

階

一 名称

特定非営利活動法人トリトン・アーツ・ネットワーク

二 代表者の氏名

長濱 守信

三 主たる事務所の所在地

中央区晴海一丁目八番十号

一 名称

特定非営利活動法人日本民家再生協会

二 代表者の氏名

佐藤 仁

三 主たる事務所の所在地

千代田区六番町一番地一

一 名称

特定非営利活動法人幼い難民を考える会

二 代表者の氏名

藤川 祥子

三 主たる事務所の所在地

台東区台東一丁目十二番十一号 青木ビル三階B室

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 七〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三三二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

